

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定による平成26年10月31日付けの届出について、法第8条第1項の規定により向日市から意見を聴取しましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成27年4月3日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール京都桂川

京都府京都市南区久世高田町376番1外1筆

京都府向日市寺戸町九ノ坪50番1

2 届出者の氏名及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 常陰 均

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 意見の概要

特に意見を有しない

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成27年4月3日(金)から平成27年5月7日(木)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

(産業観光局商工部商業振興課)